

### 農地を相続したら、農業委員会に届出を

相続などで農地を取得した方は、農地を管轄する農業委員会へ届出が必要です。届出後は、自分で耕作ができない場合に、貸し借りなどのあっせんを受けられます。耕作放棄地を防ぐためにも必ず届けましょう。届出書は農業委員会の窓口にあります。詳しくは、農業委員会事務局(☎328-2781)、西区分室(☎329-1179)、南区分室(☎357-4162)、北区分室(☎272-6908)へ。

### 農業委員会委員選挙人名簿への登載は申請不要になりました

農業委員会法の改正により、毎年実施していた選挙人名簿の調製作業が不要になりました。毎年送付していた農業委員会委員選挙人名簿の登載申請書は、送付しません。詳しくは、農業委員会事務局(☎328-2781)へ。

### 選挙人名簿・在外選挙人名簿を確かめませんか

次の期間に名簿の縦覧を行います。登録に異議のある方は、この期間中に印鑑を持って区役所総務企画課(区選挙管理委員会事務局)に申し出て下さい。  
**▶時間** 12月3日(木)～7日(月) 午前8時半～午後5時  
**▶場所** 区役所総務企画課  
 詳しくは区役所総務企画課(区選挙管理委員会事務局)へ。

## 国保・税

### 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付状況確認書を送ります

今年1月から12月までに納付された国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付状況確認書を国保年金課から来年1月下旬に発送します。各保険料は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。※早めに必要な方は、12月に納付した領収証書と保険証を持って、国保年金課(市庁舎1階71番窓口)・区役所区民課(中央区役所を除く)・総合出張所へお越しください(代理人の場合は、委任状が必要です)。詳しくは、国保年金課(☎328-2270)へ。

### 12月は固定資産税第4期の納期です

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、近くの金融機関または郵便局で申し込んでください。(納税課 ☎328-2204)

### 市税の休日・夜間相談窓口を開設します

仕事などの都合で昼間に市税の納付相談の時間が取れない方、納付を忘れていた方のために夜間・休日相談窓口を開設します。  
**▶日時** 12月11日(金) 午後5時15分～8時  
 12月12日(土) 午前9時～午後4時  
 12月13日(日) 午前9時～午後4時  
**▶場所** 納税課(市庁舎2階92番窓口)  
 詳しくは、納税課(☎328-2204)へ。

### 第3回差押不動産公売会

市税の滞納処分により差押えた不動産を公売して、売却代金を滞納税に充当します。  
**▶日時** 12月8日(火) 午前10時～  
**▶場所** 市庁舎9階会議室  
 ※滞納税が完納になった場合は、公売は中止します。詳しくは、市ホームページなどでお知らせします。(特別滞納対策室 ☎328-2202)

### 給与支払報告書の提出はお早めに

所得税の源泉徴収義務がある給与の支払者は、平成27年中に給与の支払いをしたすべての従業員などについて、各市町村長へ給与支払報告書を提出しなければなりません。



©2010 Kumamoto pref.kumamon #K20034

**▶提出期限** 来年2月1日(月)  
**▶提出先** 課税管理課 特別徴収班(市庁舎2階)  
 11月上旬に、昨年給与支払報告書をご提出いただいた事業者には給与支払報告書(総括表)と提出についての詳しい資料を送付しています。ご覧いただき、必ず期限内にご提出ください。給与支払報告書は、eLTAXなどによる提出が便利です。提出方法については、市ホームページをご覧ください。熊本県と県内市町村は、特別徴収義務のあるすべての事業者には個人住民税の特別徴収を実施しています。パート、アルバイトなどの非正規雇用者、役員なども含め給与の支払いを受けているすべての方が特別徴収の対象です。詳しくは、課税管理課(☎328-2195)へ。

### バイクなどの手続きを忘れていませんか



市外や他県のナンバープレートを付けたまま軽自動車などを使用していませんか。軽自動車税は、使用の本拠地(定置場)がある市区町村に

納める税です。

定置場が市内にある、市外や他県のナンバーのバイクや軽自動車は、住所変更などの所定の手続きが必要です。

種類	手続き先
原付バイク(125cc以下)、小型特殊自動車	区役所税務課、総合出張所、出張所
軽二輪(125ccを超え250cc以下)、軽四輪	全国軽自動車協会連合会熊本事務所(東区東本町16-3 ☎369-7920)
自動二輪(250ccを超えるもの)	熊本運輸支局(東区東町4-14-35 ☎050-5540-2086)

詳しくは、手続き先の窓口または課税管理課(☎328-2195)へ。

### 小型特殊自動車も申告が必要です

トラクターなどの「農耕作業用」、フォークリフトなどの「その他」に分類される小型特殊自動車は、使用の本拠地が市内にあれば申告をして軽自動車税を納める必要があります。公道の走行の有無は関係ありません。表に該当する車両は、市の窓口(区役所税務課・総合出張所・出張所)で軽自動車税申告をして、緑色のプレートを付けてください。※「熊本99」など、運輸支局から交付されたプレートを廃車申告するときは、運輸支局と市の窓口の両方で申告が必要です。

種類	構造	大きさ	速度	年税額
農耕作業用	農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機、国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車(乗用装置付のもの)	制限なし	時速35km未満	平成28年度より2,400円
その他	フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラー、国土交通大臣が指定する構造のカタピラを有する自動車および特殊な構造などを有する自動車など	長さ4.7m以下 幅1.7m以下 高さ2.8m以下	時速15km以下	平成28年度より5,900円

詳しくは、各手続き先の窓口または課税管理課(☎328-2195)へ。

## 暮らしの中の人権 27

### 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

毎年12月10日から16日までは、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。国と地方自治体は、連携して啓発事業を実施しています。本市も北朝鮮当局による拉致問題の1日でも早い解決の必要性を知っていただくため、ドキュメンタリーアニメ「めぐみー引き裂かれた家族の30年ー」の上映会を以下の日程で開催します。

12月6日(日) 午前11時15分～  
 ふれあい文化センター(☎366-7310)  
 12月10日(木) 午前10時～  
 植木ふれあい文化センター(☎274-7147)

この週を機会にわたしたち1人ひとりが拉致問題への関心と認識を深めていきましょう。(人権推進総室 ☎328-2333)

## 家庭ごみの排出量

(1人1日あたり)

年末はごみが多くなります。早めにごみ減量を心がけて、少しでも排出を減らしましょう!

### チャレンジ! 家庭ごみ減量20%

平成21年度 562g → 平成27年度 4月～10月 476g  
 -15.30%

※資源化された量を除きます。(廃棄物計画課 ☎328-2359)

## 生活用の水使用量

(1人1日あたり)

節水チャレンジ! 平成27年度(10月) 227ℓ  
 目標 218ℓ (平成30年度までに)

補助制度を利用して、「雨水貯留タンク」を設置しませんか? 自宅の屋根に降った雨水も有効活用!

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。